

京都市告示第477号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、株式会社ワン・ワールドを京都市公金収納受託者として、動物園の入園料の徴収及び収納事務を委託します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

(文化市民局動物園)